

## 北海道スポーツみらい会議ロゴマーク使用規程

令和6年3月7日制定

北海道環境生活部スポーツ局スポーツ振興課

北海道（以下「道」という。）が作成した「北海道スポーツみらい会議ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）の使用及び管理に関し、次のとおり使用規程を定める。

### （目的）

第1条 ロゴマークは、北海道スポーツみらい会議のシンボルとして、制作物、媒体等に広く使用し、北海道スポーツみらい会議の認知度を高めるほか、同会議の取組を推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この使用規程において「北海道スポーツみらい会議」とは、北海道スポーツ推進条例（令和4年北海道条例第23号）が目指す、全ての道民がスポーツを通じた健康で豊かな生活の形成と、魅力ある人づくりや地域づくりを推進するとともに、将来にわたる持続可能な社会の実現に向け、行政や教育機関、スポーツ団体、プロスポーツチーム、経済界その他関係者による協働の取組を促進するとともに、国際的、全国的な規模のスポーツ競技会及び合宿等の誘致と成功支援、レガシーの承継・発展にオール北海道で連携することを目的とする、官民が連携・協働する組織のことをいう。

### （デザインの基準）

第3条 ロゴマークのデザインは、別添「北海道スポーツみらい会議ロゴマーク仕様書」に基づくものとし、使用に当たっては道が提供する画像データを使用し、ロゴマークの一部使用や変形、色等のデザインの変更は認めない。

なお、使用する媒体、商品、商品パッケージの大きさ等態様に応じ、仕様書に示す文章との組み合わせができるものとし、文章の内容については、道との協議により変更ができるものとする。

### （事務）

第4条 ロゴマークの使用に関する事務は、北海道環境生活部スポーツ局スポーツ振興課（以下「事務局」という。）が行う。

### （使用の申請）

第5条 ロゴマークの使用を希望する者は、「北海道スポーツみらい会議ロゴマーク使用承認申

請書（様式第1号）」を、事務局に提出し、道の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 道または道が構成員となっている組織が北海道スポーツみらい会議の普及啓発を図ることを目的に使用する場合
- (2) 北海道スポーツみらい会議の参画団体が同会議の普及啓発を図ることを目的に使用する場合
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- (4) その他事務局が申請を要しないと認めた場合

（使用許可の制限）

第6条 道は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を承認しない。

- (1) 北海道スポーツみらい会議のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 使用者固有の商標であると誤解を与えると認められるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 第3条に規定する、「北海道スポーツみらい会議ロゴマーク仕様書」に反する使用のおそれがある場合
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (8) 道が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反するおそれがある場合

（使用の範囲）

第7条 ロゴマークの使用は、次の範囲とし、北海道スポーツみらい会議の普及啓発に寄与するものとする。

- (1) 標識、看板、横断幕、のぼり旗、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、ピンバッジ、広報誌、封筒、名刺等の媒体。
- (2) 北海道スポーツみらい会議の取組に賛同・応援する企業の商品または商品パッケージ。
- (3) その他、普及啓発が期待できる媒体。

（使用承認）

第8条 道は、第5条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、その使用が適当と認められる場合は、「北海道スポーツみらい会議ロゴマーク使用承認書（様式第2号）」により通知するものとする。

2 道は、審査の結果、不適当と認められる場合は、「北海道スポーツみらい会議ロゴマーク

使用不承認通知書（様式第3号）」により通知するものとする。

（使用承認の期間）

第9条 使用承認の期間は、承認日から3年以内とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。また、使用を中止する場合は、使用者は速やかにその旨を道へ届け出るものとする。

（遵守事項）

第10条 使用者は、承認された使用内容で使用するものとし、その使用内容に変更がある場合は、第5条の規定により使用承認の申請を行うものとする。

2 ロゴマークを商品または商品パッケージ等に使用する場合は、ロゴマークが商品名として消費者に誤認されないようなデザインとすること。

（使用料及び手数料）

第11条 ロゴマークの使用料及び手数料は、無償とする。

（商標登録等）

第12条 使用者は、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

（改善の指示）

第13条 道は、使用者が承認された使用内容を逸脱して使用していると認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

（承認の取り消し等）

第14条 道は、使用者が速やかに前条の改善に係る措置を講じない場合、使用承認を取り消し、使用を差し止めることができる。

（使用者の責務）

第15条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用規程を履行しなければならない。

2 道が使用者の事業の推奨や商品等の品質保証を示すものではなく、商品の表示・安全性に関する事項については、各種法律に基づき、使用者が全て責任を負うものとする。

3 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、道は一切の責任を負わない。また、問題が発生した際は、使用者は速やかに道に報告するとともに、使用者の責任において対策を講じなければならない。

(経費等の負担)

第16条 道は、ロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る製造等の経費または役務を負担しない。

(疑義等)

第17条 この規程に定めのない事項及びこの規程に関して生じた疑義については、道と使用者が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年3月7日から施行する。